

(仮称) 道の駅もりおかプロデュース業務委託仕様書

1 業務の名称

(仮称) 道の駅もりおかプロデュース業務委託

2 委託事業の履行期間

業務委託契約の締結の日から令和3年3月30日までとする。

3 業務の目的

「盛岡市道の駅基本計画」(以下、「基本計画」という。)に掲げる整備目的及び道の駅の目指すものを具現化し、特徴のある道の駅とするため、市及び運営候補者と協力関係を保持しつつ、これらが行う次の業務に対し、具体的な助言・支援を実施することを目的とする。

- ア 運営候補者が市と一体となって行う(仮称)道の駅もりおかの経営戦略や施設デザイン等の策定
- イ 市が運営候補者の意見を取り入れながら実施する道の駅の設計、建設、開業の諸準備
- ウ (仮称)道の駅もりおかを核とした地域活性化の具体的方策の企画・立案
- エ その他基本計画の具現化に必要な事項

4 業務の内容等

(1) 業務の内容は、次のとおりとする。

市が令和2年度に実施する道の駅基本設計の作成等、及び運営候補者が行う経営計画策定等開業準備業務において、基本計画に掲げる道の駅の整備目的、目指すもの及び整備方針の具現化、並びに基本戦略の立案・策定等に助言等を行う。

(2) 業務の執行は、次のとおりとする。

ア 市及び運営候補者との協議等

- ・ 受託者は業務を執行するに当たり、適宜、市や運営候補者と十分に協議を行うこと。
- ・ 打合せ等については、週1回程度玉山総合事務所において行うこととするが、必要に応じてオンラインにより、又は運営候補者と直接行うことができるものとする。

ただし、市を介さず運営候補者と直接協議等を行った場合は、市にその内容を報告するものとする。

イ 運営候補者が行う業務の支援

- ・ 運営候補者が市から受託し実施する経営計画等策定準備業務に対し、基本計画に掲げる事項の達成、収益性や集客力の向上等の観点から、助言等を行うこと。
- ・ 特徴ある道の駅とするため、上記業務の成果を踏まえ、道の駅への導入機能の検討や規模、内容等に助言等を行うこと。
- ・ 運営候補者が、経営基盤強化等のため他の事業者との提携や連携を行う場合、必要な情報等の提供や事業者とのマッチングを行うこと。

ウ 市が行う業務への支援

- ・ 市が発注する道の駅の基本設計に対し、基本計画に掲げる整備方針等の事項を踏まえ、特

徴ある道の駅とするための助言等を行うこと。

- ・ 道の駅を中心とした地域の魅力向上と活性化のための助言等を行うこと。
- ・ 基本設計の受託業者の選考に当たり、必要な助言等を行うこと。
- ・ 基本設計の作成過程において、市が市民等で構成する道の駅整備懇話会への出席・説明を求めた場合は、履行すること。
- ・ 基本設計業務受託業者に対し、市及び運営候補者の意向を踏まえた技術的助言を行うこと。

エ 報告書の作成・提出

本業務の実施に当たり市又は運営候補者へ対し行った助言等の項目やその反映結果、本業務を通じて実施した調査・分析等を総括したものなど、報告書を作成すること。

5 再委託等の制限

- (1) 受託者は、本業務の全部又は本業務の監理業務部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することはできるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を市に対して文書で報告しなければならない。

6 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。業務完了後も同様とする。

7 安全管理

- (1) 受託者は、業務上の事故の発生予防を図るとともに、事故の発生時には必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受託者は、事故等が発生した場合は、速やかに市に報告しなければならない。

8 業務完了後の提出書類等

受託者は、事業完了後に完了報告書を当市に提出すること。

9 支払条件等

受託者への当市からの委託料の支払いは、前金払い及び完了払いとする。

10 その他

- (1) 本仕様書に定めるもののほか、関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務において著作権等が発生した場合の権限は、当市に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項については、当市の指示に従うものとする。
- (4) 本仕様書等に疑義が生じたときについては、双方が協議してこれを解決するものとする。